

貸与を開始するのは原則保険者の確認後です。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。
新規申請中や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者の確認後に貸与を開始してください。

①最初に・・・ まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表の①あるいは②のいずれかに該当しますか？

① 日常的に起き上がりが困難な者	① 基本調査1－4が「3.できない」
② 日常的に寝返りが困難な者	② 基本調査1－3が「3.できない」

○該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと

→ この場合は保険者への確認依頼書の提出は**不要**です。

×該当しない場合

②へ進んでください

②調査票で該当しない・・・ 医学的所見に基づき状態像が判断できますか！

医師の医学的所見（主治医意見書or診断書or照会文書等or面談、電話等による聴取）より下表のi～iiiのいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者 (例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例：がん末期の急速な状態悪化等)
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者 (例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。	

<第95号告示第25号のイに該当する者>

① 日常的に起き上がりが困難な者
② 日常的に寝返りが困難な者

○医師の医学的所見より、i～iiiのいずれかの状態になることが判断できる

→ 確認依頼書の提出手続き（別紙参照）を行って下さい

×医師の医学的所見より、i～iiiのいずれかの状態になることが判断できない

→ この場合は介護保険を利用しての貸与は不可となります